## 給与・年金以外の収入及び その他控除がある場合の書き方（裏面記入）

⑩⑪⑮⑯⑰の収入がある場合は、表面の❸の該当収入に○を付けてください。

営業等・農業・不動産　配当
総合譲渡・一時・利子・山林
退職・分離（短期・長期）
株譲渡・分離配当・先物

### ❾ 源泉徴収票のない給与収入

源泉徴収票の交付が受けられない場合は、詳細を記入してください。
**【収入を確認できる書類（給与明細、通帳のコピー等）を添付】**

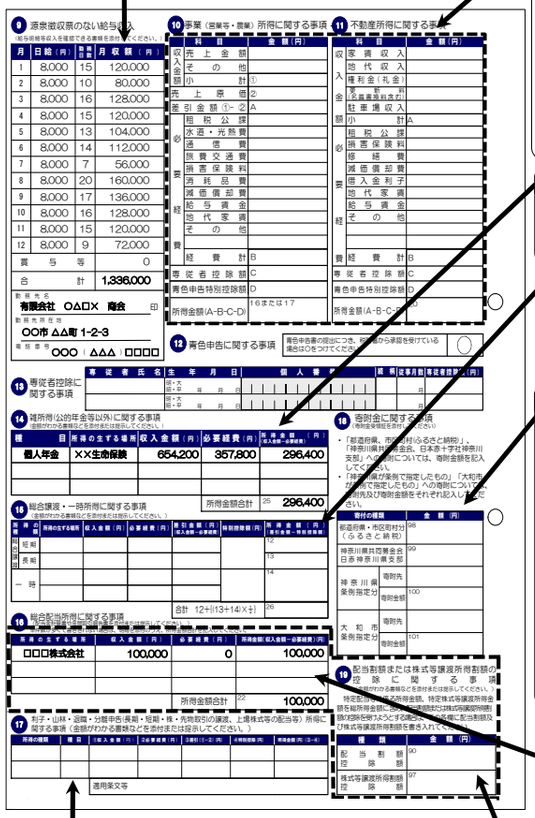

### ❿ 事業（営業等・農業）　⓫ 不動産　⓬ 青色申告　⓭ 専従者控除

**❿事業（営業等、農業）所得に関する事項**
事業所得がある場合は❿に記入してください。
**⓫不動産所得に関する事項**
不動産所得がある場合は⓫に記入してください。
※事業・不動産については、収入、必要経費を帳簿等で確認のうえ、 記入してください。
※収支記入の根拠となる資料（帳簿等）は大切に保存してください。
**⓬青色申告に関する事項**
青色申告書の提出について税務署から承認を受けている場合は○をつけてください。
**⓭専従者控除に関する事項**
事業、不動産の収入があり、生計を一にする親族を専従者としている場合は、⓭に記入してください。

### ⓮ 雑（公的年金等以外）

公的年金等以外の雑所得がある場合は記入してください。
※生命保険契約の個人年金やシルバー人材センターの配分金等
**【支払われた金額がわかるものを添付】**

### ⓯ 総合譲渡・一時

総合譲渡・一時所得がある場合は記入してください。
※特別控除額は、「差引金額」から上限50万円まで申告できます。
**【支払われた金額がわかるものを添付】**

### ⓲ 寄附金

**【寄附金額がわかる領収書等を全て添付】**
なお、対象となる寄附金は平成30年中に支払いが済んでいるもので、次に該当するものです。
- 都道府県、市区町村への寄附金（ふるさと納税）
- 神奈川県共同募金会、日本赤十字社神奈川県支部への寄附金
- 神奈川県が条例で指定した寄附金
- 大和市が条例で指定した寄附金　　※申告する本人が支払った寄附金のみ対象となります。

**【ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請を行った方へ】**
下記のいずれかに該当する場合は、すべての寄附について申告が必要となりますのでご注意ください。※申告がない場合、ふるさと納税が無効となります。
- 市・県民税申告書や確定申告書を提出する場合
- 6団体以上にふるさと納税をした場合
- 特例申請書提出後、平成30年中に他市町村に転出したが、平成31年1月10日までに寄附先団体に住所変更の届け出をしなかった場合

### ⓰ 総合配当　⓳ 配当割額・株式等譲渡所得割額控除

**⓰総合配当所得に関する事項【配当金の計算明細書や特定口座年間取引報告書など金額がわかるものを添付】**
総合課税で申告する場合は記入してください。件数が多くて書ききれない場合は、所得金額合計のみ記入してください。必要経費に該当するものは、株式の元本を取得するために要した負債の利子のみです。
※非公開株の配当所得は申告する必要があります。
※上場株式等の配当所得がある場合で、地方税（配当割）が特別徴収されている場合は、申告不要とすることができます。
**⓳配当割額・株式等譲渡所得割額控除額に関する事項**
⓰総合配当所得、⓱上場株式等の譲渡所得・配当所得を申告する場合で、地方税が特別徴収されている方は、特別徴収されている地方税額（配当割・譲渡割）を⓳に記入してください。

### ⓱ 利子・山林・退職・分離（長期・短期・株・先物取引・上場株式等の配当等）

該当の所得がある場合は記入してください。【金額がわかるものを添付】
**確定申告をする必要の有無については税務署へ確認してください。**
※上場株式等の譲渡所得・配当所得がある場合で、特定口座で地方税（配当割・譲渡割）が特別徴収されている場合は申告不要とすることができます。申告することを選択する場合のみ記入してください。また、特別徴収されている地方税（配当割・譲渡割）がある場合は、金額を⓳に記入してください。
※退職金：退職所得がある方でも、地方税がすでに特別徴収されている場合は、申告する必要はありません。
※利子所得：日本国内の銀行等に預けた預金の利子は、申告する必要はありません。

上場株式等に係る配当所得や、特定口座（源泉徴収あり）を利用している上場株式等に係る譲渡所得は、所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択することができます。所得税と異なる課税方式を選択する場合は納税通知書が送達されるまでに、「市・県民税申告書（上場株式等に係る配当所得・譲渡所得用）」の提出が必要となります。

### ◆申告書にはマイナンバー＜個人番号＞の記載をお願いします！◆

**「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法）」に基づき、平成28年1月からマイナンバー＜個人番号＞(以下、マイナンバー)の利用が始まりました。申告書を提出いただく際にはなりすまし等を防ぐために、番号法に基づき本人確認（身元確認・番号確認）を行います。マイナンバーを記載していただくとともに、各確認書類の提示、または写しの添付をお願いします。**
※マイナンバーカードは身元確認・番号確認の両方の確認書類としてご利用いただけます。

**＜番号確認書類＞**
・マイナンバーカード　・通知カード
・マイナンバー記載の住民票　　など

＋

**＜身元確認書類＞**
・マイナンバーカード　・運転免許証
・パスポート　・在留カード
・障がい者手帳　・療育手帳　など

記入についてご不明な点がありましたら、大和市役所市民税課までお問い合わせください。 **電話番号 046-260-5232～4**



## 平成31年度（2019年度）　市・県民税の申告の手引き

**あなたの平成３１年１月１日の住所・氏名・性別・生年月日・電話番号・個人番号を記入、押印のうえ、次の図を確認して申告書を記入してください。**

**平成31年1月1日において、生活の本拠が大和市内にある。**
※生活の本拠とは、日常生活の状況、住民基本台帳登載の状況、職業、選挙権行使の状況、家族の生活状況等、生活関係の全ての面を総合し、その中心としている住所です。

- いいえ → 市外への単身赴任等をしていて、扶養している親族が大和市内にいる。
  - はい → ・申告書表面の「平成３１年１月１日の住所」欄に生活の本拠があった住所を記入してください。 ・申告書表面の❷に、大和市内に居住している扶養親族等を記入してください。
  - いいえ → ・申告書表面の「平成３１年１月１日の住所」欄に生活の本拠があった住所を記入してください。
- はい ↓

平成30年中に課税対象の収入がある。※遺族年金、障害年金等は課税対象の収入にはなりません。

- いいえ → 扶養している親族がいる。
  - はい → ・申告書表面の❶に課税対象の収入がなかった期間と、その期間中の生活状況を記入してください。 ・申告書表面の❻に扶養親族等を記入してください。
  - いいえ → ・申告書表面の❶に課税対象の収入がなかった期間と、その期間中の生活状況を記入してください。
- はい ↓

税務署へ、申告期限内に確定申告書を提出する予定である。

- いいえ → 平成30年中の収入は給与(源泉徴収票がある)または公的年金等のみである。
  - はい → ・申告書表面のみ（2、3ページ参照）記入してください。 ※給与の源泉徴収票がない場合は裏面の❾に記入してください。 ※寄附金税額控除の申告がある場合は裏面の⓲にも記入してください。
  - いいえ → ・申告書表面に加えて、裏面(4ページ参照)の該当項目について記入してください。 ※表面❸には該当する収入について○を付けてください。また事業・不動産の収入、経費等の記載の根拠となる資料は大切に保存してください。確認を求めることがあります。 ※給与・公的年金以外の収入がある方は、確定申告書の提出が必要な場合があります。所得の計算方法等がわからない場合は、最寄りの税務署へご相談ください。
- はい ↓

申告書表面の❸に記入してください。

記入が終わりましたら、キリトリ線で切り取って、市・県民税申告書と各種証明書、領収書等を同封の返信用封筒にて返送してください。
- 控えが必要な方は、記入済みの申告書の写しと、82円切手（価格改定があった場合には封筒返信に必要な切手）を貼った返信用封筒を同封してください。
- 申告の結果、市・県民税が非課税となった場合は通知等は送付しません。税額の内容についてのご質問は市民税課へお問い合わせください。

**早めの申告をお願いします！ 申告がないと、次のような影響があります。**

◆国民健康保険税や介護保険料などが正しく計算されません。
◆市民税・県民税証明書が発行できません。
◆その他、各種行政サービスが受けられない場合があります。
◆児童扶養手当などの各種手当が受給できません。
◆保育所の入所や公営住宅の入居・更新手続きに支障をきたすことがあります。
◆100,000円以下の過料が科されることがあります。（大和市市税条例第42条）

### 税制改正等のご案内について

平成２９年度の税制改正により、「配偶者控除及び配偶者特別控除」の見直しが行われ、控除額等が改正されました（市・県民税の課税としては平成３１年度（２０１９年度）の課税から適用。所得税の課税としては平成３０年分の課税から適用）。

**【配偶者控除について】**
これまで、納税義務者の方（扶養者）はご自身の合計所得金額に関わらず、生計が同一である合計所得金額３８万円以下の配偶者の方（被扶養者）を扶養している場合、配偶者控除の適用を受けることができました。
今回の改正では、**納税義務者の方（扶養者）の所得制限が設けられ、自身の合計所得金額が９００万円を超え、１，０００万円以下である場合には、その合計所得金額に応じて配偶者控除額が逓減され、１，０００万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととなりました。**

**【配偶者特別控除について】**
これまで、納税義務者の方（扶養者）はご自身の合計所得金額が１，０００万円以下で、配偶者の方（被扶養者）の合計所得金額が３８万円超７６万円未満の場合、配偶者の方（被扶養者）の合計所得金額に応じて配偶者特別控除の適用を受けることができました。
今回の改正では、配偶者の方（被扶養者）の**合計所得金額の範囲が３８万円超１２３万以下に拡大され、その合計所得金額ごとに区分された控除額で配偶者特別控除が適用されることとなりました。**なお、納税義務者の方（扶養者）の合計所得金額の上限１，０００万円以下に変更はありません。

※詳しい控除額につきましては、３ページの「⑥配偶者・扶養親族に関する事項」を参照してください。

# 収入が給与（源泉徴収票がある場合）及び公的年金等のみの場合の書き方　（※給与・年金以外の収入がある場合は、次のページもご参照ください）

## ④ 所得から差し引かれる金額

### ◆ 雑損控除【証明書を添付（災害関連支出の場合は領収書も添付）】

災害や盗難などによって住宅や家財などに損害を受けた場合や、災害等に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした場合の控除です。

### ◆ 医療費控除 【明細書を作成の上添付※平成32年度（2020年度）までは領収書で代用も可）】

平成30年中に支払った医療費が一定額以上ある場合の控除です。 なお、**この控除を受ける方は下記の医療費控除の特例を受けることができません**ので、ご留意ください。

※あなた自身の医療費はもちろん、生計を一にするご家族のためにあなたが支払った医療費も控除の対象となります。

※支払った医療費等欄には、医療費の合計額を記入してください。補てんされる金額欄には、出産育児一時金、高額療養費、生命保険の入院給付金等により補てんされた金額を記入してください。

下記のどちらか少ない方を引く。

支払った医療費の合計（領収書と交通費の合計）　－　補てんされる金額（高額療養費や生命保険の給付金等）　－　所得の合計金額 × 5%（給与・年金所得については下記【参考】換算式を参考にしてください）または 10万円　＝　医療費控除額（※上限200万円 ※マイナスの場合は0円）

**医療費通知（医療費のお知らせなど）を添付する場合、下記を記入することで明細書の作成に代えることができます。**

① 医療費通知に記載された医療費の額
② （①のうち）その年中に支払った医療費の額
③ （②のうち）生命保険や社会保険などで補てんされる金額

【明細書の作成例】

医療費通知に関する事項

| ①医療費通知に記載された医療費の額 | ②（①のうちその年中に実際に支払った医療費の額 | ③（②のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額 |
|---|---|---|
| 300,000円 | 90,000円 | 10,000円 |

**通知以外の内容については、領収書から下記を記入してください。**

① 医療を受けた方の氏名
② 病院・薬局などの支払先の名称
③ 医療費の区分　④ 支払った医療費の額
⑤（④のうち）生命保険や社会保険などで補てんされる金額

医療費通知以外の明細

| ①医療を受けた方の氏名 | ②病院・薬局などの支払先の名称 | ③医療費の区分 | ④支払った医療費の額 | ⑤④のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額 |
|---|---|---|---|---|
| 大和 太郎 | ○○病院 | □診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費 | 50,000円 | |
| 大和 花子 | ××クリニック | □診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費 | 40,000円 | 10,000円 |
| | | | | |
| 合計 | | | 90,000円 | 10,000円 |

### ◆ 医療費控除の特例【明細書を作成の上添付（平成32年度（2020年度）まで領収書で代用可）及び一定の取組を行ったことを明らかにする 書類の添付または提示】

平成30年中に支払った特定一般用医薬品等購入費が一定額以上ある場合の控除です（申告者本人が健康の保持・増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っていることが必要）。なお、**この控除を受ける方は従来の医療費控除を受けることができません**ので、ご留意ください。

※あなた自身の購入費はもちろん、生計を一にするご家族のためにあなたが支払った購入費も控除の対象となります。

※支払った医療費等欄には、購入費の合計額を記入してください。補てんされる金額欄には、生命保険や社会保険などで補てんされた金額を記入してください。

**※この特例の適用を受ける場合のみ医療費控除の特例欄の「申請する」に必ず○をしてください。**

スイッチOTC医薬品の購入費用合計　－　12,000円　＝　医療費控除の特例控除額（※上限 88,000円 ※マイナスの場合は0円）

**明細書を作成する場合、申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組について下記を記入してください。**

① 取組内容
② 取組を行ったことを明らかにする書類の発行者名

【明細書の作成例】

申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

| | |
|---|---|
| ①取組内容 | 定期健康診断 ※そのほか 予防接種、特定健康診査、がん検診など |
| ②発行者名 | ▲▲▲健康保険組合 ※保険者、勤務先、市区町村医療機関名など |

**購入費の内容としては下記を記入してください。**

① 薬局などの支払先の名称
② 医薬品の名称
③ 支払った金額
④（③のうち）生命保険や社会保険などで補てんされる金額

特定一般用医薬品等購入費の明細

| ①薬局などの支払先の名称 | ②医薬品の名称 | ③支払った金額 | ④ ③のうち生命保険や社会保険などで補填される金額 |
|---|---|---|---|
| ヤマトン薬局 | □□□□ | 50,000円 | |
| ハートンドラッグストア | ××××× | 40,000円 | 10,000円 |
| | | | |
| 合計 | | 90,000円 | 10,000円 |

### ◆ 社会保険料控除【国民年金保険料は証明書等を添付】

平成30年中に支払った社会保険料をそれぞれの欄に記入してください。

※国保・後期・介護保険とは「国民健康保険税」「後期高齢者医療保険料」「介護保険料」を指します。

※あなた自身の保険料はもちろん、生計を一にするご家族の社会保険料をあなたが支払っている場合も控除の対象となります。（ご家族の年金から天引きされた「国民健康保険税」「後期高齢者医療保険料」「介護保険料」を除く。）

※その他には、厚生年金保険料、その他健康保険料を記入してください。

### ◆ 小規模企業共済等掛金控除【領収書または証明書を添付】

平成30年中に支払った小規模企業共済の掛金（旧第2種を除く）、心身障害者扶養共済制度の掛金、確定拠出年金法に規定する加入者掛金を記入してください。

### ◆ 生命保険料控除【証明書を添付※ただし旧契約の生命保険料の支払額が9,000円以下の場合は証明書は不要】

平成30年中に支払った生命保険料額を記入してください。保険会社発行の控除証明書を年末調整で提出済みの場合は、給与の源泉徴収票を添付してください。

〈旧契約〉 平成23年12月31日以前に締結した契約（一般生命・個人年金の2種類）
〈新契約〉 平成24年1月1日以降に締結した契約（一般生命・個人年金・介護医療の3種類）

**※どの契約に該当するかは保険会社発行の控除証明書の記載を参考にしてください。**

### ◆ 地震保険料控除【証明書を添付】

平成30年中に支払った地震保険料額・旧長期損害保険料等額を記入してください。保険会社発行の控除証明書を年末調整で提出済みの場合は、給与の源泉徴収票を添付してください。



【記入例】

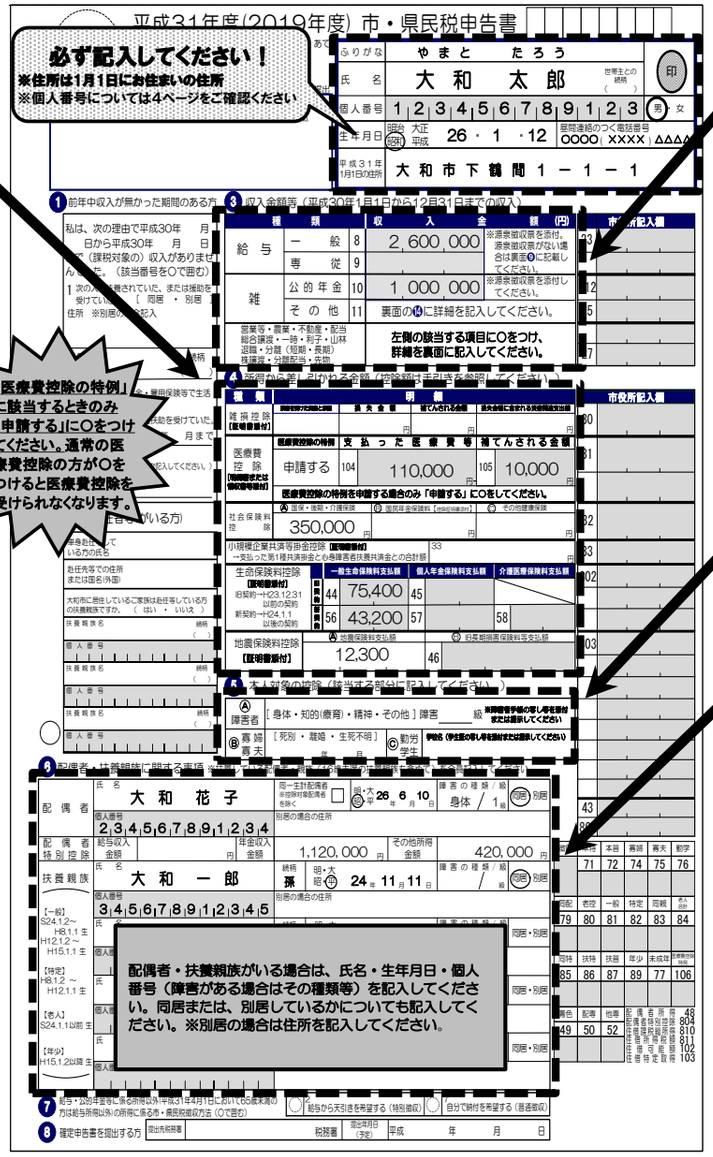


【参考】公的年金所得の換算式（65歳以上　昭和29年1月1日以前）

| 収入金額 | 所得 |
|---|---|
| 330万円未満 | -1,200,000 |
| 330万円以上　410万円未満 | × 75%　-375,000 |
| 410万円以上　770万円未満 | × 85%　-785,000 |
| 770万円以上 | × 95%　-1,555,000 |

【参考】公的年金所得の換算式（65歳未満　昭和29年1月2日以降）

| 収入金額 | 所得 |
|---|---|
| 130万円未満 | -700,000 |
| 130万円以上　410万円未満 | × 75%　-375,000 |
| 410万円以上　770万円未満 | × 85%　-785,000 |
| 770万円以上 | × 95%　-1,555,000 |

【参考】給与所得の換算式

| 収入金額（A）【円】 | 所得 | 所得計算についての注意 |
|---|---|---|
| ～ 651,000未満 | 0 | ・[redacted] 欄の収入額の場合はAを端数処理してから所得を計算してください。 |
| 651,000 ～ 1,619,000未満 | A - 650,000 | ・A″→ Aを端数処理した数 |
| 1,619,000 ～ 1,620,000未満 | 969,000 | ・端数処理の仕方(A″の求め方) |
| 1,620,000 ～ 1,622,000未満 | 970,000 | A″= 収入金額(A) ÷ 4,000(少数点以下切捨)　× 4,000 |
| 1,622,000 ～ 1,624,000未満 | 972,000 | ・収入が6,600,000円以上の場合、所得を 計算した結果、1円未満に端数があるときは、小数点以下を切り捨ててください。 |
| 1,624,000 ～ 1,628,000未満 | 974,000 | |
| 1,628,000 ～ 1,800,000未満 | A″× 60% | 【例：給与収入（A）＝ 2,823,200円の場合】 A″＝2,823,200 ÷ 4,000(＝705.8) × 4,000 ＝ 2,820,000 ここから左表の計算式に当てはめ所得を求めます。 A″× 70%－180,000 ＝ 2,820,000 × 70% － 180,000 ＝ 1,794,000(← 給与所得) |
| 1,800,000 ～ 3,600,000未満 | A″× 70% - 180,000 | |
| 3,600,000 ～ 6,600,000未満 | A″× 80% - 540,000 | |
| 6,600,000 ～10,000,000未満 | A × 90% - 1,200,000 | |
| 10,000,000　以上 | A - 2,200,000 | |

## ③ 収入金額等

### ◆ 給与【源泉徴収票を添付】

給与の源泉徴収票の支払金額（複数ある場合は合計額）を記入してください。

※源泉徴収票の交付を受けられない場合は、裏面❾にも記入してください。

### ◆ 公的年金【源泉徴収票を添付】

公的年金等の源泉徴収票の支払金額（複数ある場合は合計額）を記入してください。

## ⑤ 本人対象の控除

### ◆障害者【障害者手帳等の写しを添付】

平成30年12月31日の現況において、障害者に該当する場合は障害の種類を○で囲み等級を記入してください。障害者に該当するかについては❻の「障害者控除」を参照してください。

### ◆寡婦・寡夫

平成30年12月31日の現況において、配偶者と死別や離婚後、再婚していない方で、次に該当する場合は死別・離婚等の年月を記入してください。

〈寡婦〉あなたが女性で、次の**いずれかに該当**
- 夫と死別していて、所得が500万円以下である。
- 夫と死別や離婚していて、所得が38万円以下の扶養親族、または所得が38万円以下の生計を一にする子がいる。

〈寡夫〉あなたが男性で、次の**全てに該当**
- 妻と死別、離婚している。　・所得が500万円以下である。
- 所得が38万円以下の生計を一にする子がいる。

### ◆勤労学生【学生証の写しを添付】

次の項目に全て該当する場合、学校名を記入し、学生証の写しを添付してください。
- あなたが働いて得た給与・事業・退職・雑所得がある。
- 平成30年12月31日の現況において、大学、高校、専門学校（除外対象有）等の学生である。
- 合計所得が65万円以下で、そのうち勤労によらない所得が10万円以下である。

## ⑥ 配偶者・扶養親族に関する事項

### ◆ 配偶者

扶養する配偶者が次の項目に全て該当する場合に記入してください。
- 平成30年12月31日（注１）の現況において、あなたと生計を一にしている。
- 平成30年分の所得が38万円以下（注２）である。
- 他の人に扶養されておらず、事業専従者ではない。

**※あなたの所得が1,000万円を超える場合は配偶者の氏名の右の「同一生計配偶者欄」に✔も入れてください。**

### ◆ 配偶者特別控除【根拠となる資料（給与の源泉徴収票の写し等）を添付】

あなたの所得が1,000万円以下で、配偶者が次の項目に全て該当する場合に、配偶者の収入額とその他所得額を記入してください。

【参考】配偶者控除・配偶者特別控除額と所得

| | 配偶者 | | 納税者の合計所得金額 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 収入金額【給与収入の場合】 | 合計所得金額 | 900万円以下【1,120万円以下】 | 950万円以下【1,170万円以下】 | 1,000万円以下【1,220万円以下】 | 1,000万円超【1,220万円超】 |
| | | | 控除額 | 控除額 | 控除額 | 控除額 |
| 配偶者控除 | 103万円以下 | 38万円以下 | 33万円（38万円） | 22万円（26万円） | 11万円（13万円） | 0円（0円） |
| 配偶者特別控除 | 155万円以下 | 90万円以下 | 33万円 | 22万円 | 11万円 | 0円 |
| | 160万円以下 | 95万円以下 | 31万円 | 21万円 | 11万円 | |
| | 166.8万円未満 | 100万円以下 | 26万円 | 18万円 | 9万円 | |
| | 175.2万円未満 | 105万円以下 | 21万円 | 14万円 | 7万円 | |
| | 183.2万円未満 | 110万円以下 | 16万円 | 11万円 | 6万円 | |
| | 190.4万円未満 | 115万円以下 | 11万円 | 8万円 | 4万円 | |
| | 197.2万円未満 | 120万円以下 | 6万円 | 4万円 | 2万円 | |
| | 201.6万円未満 | 123万円以下 | 3万円 | 2万円 | 1万円 | |
| | 201.6万円以上 | 123万円超 | 0円 | 0円 | 0円 | |

※（　）書きの金額は、老人控除対象配偶者の場合の金額

### ◆ 扶養親族

次の項目全てに該当する扶養親族がいる場合に記入してください。
- 平成30年12月31日（注１）の現況において、あなたと生計を一にしている。
- 配偶者以外の親族（６親等内の血族及び３親等内の姻族）、いわゆる里子または市町村長から養護を委託された老人である。
- 扶養親族の所得が38万円以下（注２）である。　・他の人の扶養控除の対象や事業専従者ではない。

※生年月日が平成15年1月2日以降の扶養親族には、扶養控除の適用はありませんが、市・県民税の非課税基準や寡婦控除等に影響するほか、児童扶養手当や保育料など市・県民税以外の算定額に反映される場合もありますので、必ずご記入ください。

### ◆ 障害者控除【障害者手帳等の写しを添付】

配偶者・扶養親族欄に記入した方について、平成30年12月31日（注１）の現況において次に該当する障害等がある場合は、障害の種類と等級を記入してください。

**<障害者控除の対象となる人 ※要介護認定はこの控除に該当しません>**
- 身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の発行を受けている人
- 年齢６５歳以上の人で障害の程度が障害者に準ずる者として市町村長等の認定を受けている人

※上記以外にも障害者控除を受けられる場合があります。詳しくは市民税課へお問い合わせください。

**（注１）平成30年の途中で亡くなった場合は、その日**
**（注２）給与収入のみの場合　：　１０３万円以下**
**年金収入のみの場合　：　６５歳以上は１５８万円以下 、６５歳未満は１０８万円以下**